

東北法学会報

第 40 号

令和 6 年 8 月 30 日 発行
編集兼発行者東北法学会
代表 久保野 恵美子発行所
仙台市青葉区川内 27-1東北大学法学部内
東北法学会<http://www.law.tohoku.ac.jp/research/thg/>

題字は故高柳真三会員

報告

カナダ法及びオーストラリア法における 別居親の再婚と養育費の取決め

東北大学准教授 ローツ マイア

はじめに

日本で、再婚、再々婚が増えている。未成年の子がいる父母が離婚し、その一方或いは両方が再婚した場合、別居親が事情変更を理由とする養育費減額(或いは免除)請求をする事件が目立つようになっている(犬伏(2022))。いわゆる再婚事例における養育費に関する取り決めにつき、明確なルールがなく、父母や裁判官の裁量に委ねられている。

このような現状で、様々な検討すべき課題が浮き彫りになっていく。例えば、非親権者が再婚し、再婚相手との間に新たに子どもが生まれた場合、このことを理由に、以前取り決められた前婚相手との間の子の養育費の減額を、そもそも認めるべきなのか?それはなぜなのか?認めるなら、減額後の具体的金額をどう算定すればよいのか?2021年秋から1年半、カナダとオーストラリアで在外研究

を行う中で、これらの課題についての両国の取組みにつき調べた。以下で、簡潔に紹介する。

カナダ法

カナダでは、養育費の算定等につき、1997年に制定された連邦養育費ガイドライン(Federal Child Support Guidelines (CSG))、及び、連邦のガイドラインに類似する各州・準州のガイドラインが定める。このガイドラ

目次

- 一 カナダ法及びオーストラリア法における別居親の再婚と養育費の取決め(ローツ マイア) : 1
- 一 いじめ重大事案に関する第三者委員会について(石井 慎也) : 4
- 一 デジタル化時代における裁判の迅速化(菅野 雅之) : 6
- 一 学会記事 : 8
- 一 編集後記 : 8

インには、養育費の算定表が含まれており、裁判所が、ごく僅かな例外を除き、算定表通りの金額を命じなければならない(CSG s.3)。養育費は養育費義務者の年収と子どもの数により算出される。カナダ法において、養育費義務者が再婚しその再婚相手との間に新たに子ども(以下、「セカンド・ファミリーの子」とも呼ぶ)が生まれた場合、このことが原則として前婚相手との間の子(以下、

「ファースト・ファミリーの子」とも呼ぶ)の養育費に何ら影響も及ぼさず、養育費義務者は、前婚の子に対し、算定表通りの金額を支払い続けなければならない。

ただし、CSG上認められている例外の一つとして、養育費義務者が、裁判所に対し、ファースト・ファミリーの子につき算定表通りの養育費を支払った場合、養育費義務者に「過度の苦難」(undue hardship)が生じることを主張・証明し、減額を求めることができるとされる(CSG s. 10)。その上、CSG s. 10(2)は、「過度の苦難」の原因となり得る場合の一つとして、養育費義務者が法律により当該子以外の子を扶養する義務を負う場合を明記している(CSG s. 10(2)(d))。実際に、セカンド・ファミリーの子の誕生を理由として、s. 10に基づく養育費減額請求が頻繁にされており、裁判例が蓄積されている。

しかし、裁判例における「過度の苦難」の判断が厳しく、ほとんどのケースで養育費の減額が認め

られなく(Thompson (2001); Rogerson (2012))。まず、養育費義務者が新しい家庭を作ったという事実のみでは、CSG s. 10の「過度の苦難」が認容されない。更に言えば、セカンド・ファミリーが経済的に多少窮屈な状況にある事実でも、足りないといわれる。養育費義務者が経験する苦難が「過度なものであり(undue)」、すなわち、その程度が格別で、過剰で、均衡を欠くものでなければならぬ」とされる(Van Gool v. Van Gool (1998), 166 D.L.R. (4th) 528 (B.C.C.A.) para. 51)。

CSG s. 10に基づく養育費減額のハードルが高い理由につき、立法者及び裁判例が次のように説明している。まず、養育費減額請求一般につき、算定表に記載されている金額が、そもそも養育費の最低金額を意味すると強調し、この最低金額を更に減額するには非常に慎重であるべきであるとする。次に、セカンド・ファミリーに対する新たな扶養義務の発生を理由とした減額請求の場合、養育費義

務者が、自身がファースト・ファミリーの子どもに対し責任・義務を負っていると認識しながら、あえて再婚し、新しく子どもを設けたことが指摘され、養育費義務者が自身の経済力等を考慮してから扶養家族を増やすべきであった等とされている(Jackson v. Holloway, [1991] S.J. No. 691 (Q.B.)等)。背景に、カナダでのひとり親家庭の貧困率等もあると言えよう。

CSG s. 10に基づき養育費減額が認められた場合の具体的な養育費額の算定方法は、各裁判官の裁量に委ねられている。

以上のようなカナダの仕組みに対し、特に再婚した養育費義務者から批判の声も挙がっている。具体的には、現行制度のせいでは、セカンド・ファミリーの子どもが経済的に困難な状況に陥られており、養育費義務者の全ての子どもをより平等に扱うべきだといった批判である。現在のところ改正の動きはない。

オーストラリア法

オーストラリアでは養育費の算定が行政により運営されている。1989年の養育費(算定)に関する法律で決められた計算式を利用して養育費が算定される。所得シェア方式が利用されており、養育費が父母両方の年収、子どもの数及び年齢、それぞれの親の養育割合(子どもと過ごす時間)により算定される。

オーストラリア法では、以前から養育費義務者が再婚した場合の対応が算定方式に組み込まれていたが、その具体的な仕組みが2008年に修正され、「扶養義務者の全ての子どもを平等に扱う」という理念の元で、セカンド・ファミリーの子の保護が強化された。

再婚事例でのファースト・ファミリーの子の養育費算定のための現行制度の仕組みは次の通りである。まず、養育費義務者の収入から、養育費義務者の生活費が引かれ、更に、養育費義務者と同じ家庭で生活している子どもの分の生

活費（2008年改正で増額）も引かれる。残りの金額をもとに、ファースト・ファミリーの子の養育費が算定される。

2008年改正で、養育費義務者の全ての子どもを平等に扱うことが名目上目指されたが、実際にはセカンド・ファミリーが優先される結果となったのではないかと指摘もある。

結びにかえて

養育費義務者が新しい家庭を作った場合の前婚の子の養育費につき、様々な捉え方があり得る。カナダのようにファースト・ファミリーの子を「優先」し、養育費義務者に新しい家庭ができたからと言って、このことが直ちにファースト・ファミリーの子に対する義務・責任に何ら影響も与えない、と言った考え方があ。日本を含む多くの国で社会問題となっているひとり親家庭の貧困率や、新しい家庭を作った養育費義務者の自己責任を考えると、一定の説得力のある考え方である。

他方で、オーストラリアのように全ての子どもを平等に扱うというアプローチにも、一定の合理性がある。養育費義務者が再婚し、新しい子どもを設けたことが、セカンド・ファミリーの子の責任ではないこと等を考えれば尚更である。しかし、養育費義務者の全ての子どもを平等に扱おうとしても、その「平等」をどう理解し、どう実現すべきか（養育費の算定の具体的あり方）という課題が残る。規模の経済性等も忘れずに、丁寧を考えるべきだ。

日本法は養育費の取決めに於いて「子どもの最善の利益」を最優先すべきであるとする（民法766条参照）。いわゆる再婚事例において、一方ではファースト・ファミリーの子どもの利益（生活基盤）を守り、別居親がその責任を引き続きちゃんと果たすようにすることが不可欠であり、他方では、セカンド・ファミリーの子の利益も害されないように、現行制度上の運営、或いは、制度改革をどうすべきかにつき、更なる検討

が必要である。

本研究は J S P S 科 研 費
K21K012130 及び東北大学の研究

大学強化促進事業「若手リーダー
研究者海外派遣プログラム」の助
成を受けたものである。

R. Thompson, The Second Family Conundrum in Child Support, *Canadian Journal of Family Law* Vol. 18 (2001), p. 227-268.

C. Rogerson, Child Support and Serial Family Formation (unpublished), Federation of Law Societies, National Family Law Programme 2012

犬伏由子「再婚に伴うステップファミリー当事者の扶養義務と養育費の支払い」家判39号（2022年）12頁

